



返還跡地の現況



撮影：令和元年5月（北谷町提供）

■返還合意施設の概要等

□ 概 要				
面 積	約 11.7ha		■内訳	面積は、平成 25 年 9 月の日米合同委員会において合意された返還面積 ※白比川沿岸区域の追加的な返還区域（約 0.4ha）も含む。 （内訳は北谷町提供）
	国有地	1.2ha	10.2%	
	県有地	0.4ha	3.4%	
	市町村有地	0.3ha	2.8%	
	民有地	9.8ha	83.8%	
所 在 地	北谷町（字大村）			
位置及び土地の形状	位置：沖縄本島中部、国道 58 号沿道の東側（県道 130 号線北側、白比川沿いの一部） 土地の形状：大部分が北谷城を中心とした斜面緑地			

□ 沿 革	
昭 20	●軍事占領の継続として使用開始。
昭 47. 5. 15	●「キャンプ瑞慶覧」、「キャンプフォスター」が統合され、「キャンプ瑞慶覧」として提供施設・区域となる。
平 8. 12. 2	●SACO 最終報告において、「キャンプ桑江」内にある海軍病院が「キャンプ瑞慶覧」に移設することを合意。また、米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域の住宅地区の土地を一部返還することを合意。
平 18. 5. 1	●日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、日米が平成 19 年 3 月までに作成する「統合のための詳細な計画」において、部分返還を検討することを合意。（再編実施のための日米のロードマップ）
平 25. 4. 5	●日米両政府の共同発表「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、返還時期及び区域等が公表。（2019 年度又はその後）
平 25. 5. 17	●跡地利用特措法に基づく「特定駐留軍用地」に指定。
平 25. 9. 19	●日米合同委員会において、「統合計画」に盛り込まれた施設・区域の一部土地（施設技術部地区内の倉庫地区の一部及び白比川沿岸区域）を返還すること及び沖縄県が河川改修用地として使用するため、返還に先立ち一部土地を共同使用することを合意。
令 2. 3. 27	●「キャンプ瑞慶覧の施設技術部地区内の倉庫地区の一部及び白比川沿岸区域」を跡地利用特措法に基づき「特定駐留軍用地跡地」に指定。
令 2. 3. 31	●施設技術部地区（約 11ha）を返還。
令 2. 4. 1	●沖縄防衛局による支障除去措置を開始。

■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画	
●	有効な跡地利用計画の策定に向け、基礎的調査を実施。
●	白比川沿岸区域の一部土地（返還に先立ち共同使用が合意）は平成 26 年より下流から 120mの区間において、沖縄県による河川改修工事を施工中。完了時期は未定。
●	令和 3 年度末に地権者代表者から組合施行が望ましいという結論をいただき、令和 4 年 5 月に準備組合の結成届と町への技術援助申請が提出。町も一緒になってまちづくりを進める。
●	支障除去が実施中。跡地利用は支障除去期間中に意思決定する必要がある。
●	白比川上流地域は現況利用を継続するとして位置づけ。平坦地とのアクセス道としての役割を検討。
●	将来的に「北谷城」を公開・活用できる城址公園の整備を検討。「北谷城」の文化財指定への同意は、対象地権者の約 8 割の同意を取得。
●	令和 2 年 11 月 20 日に開催された国の文化審議会において、北谷城跡を指定するよう文部科学大臣に答申がなされた。
●	丘陵地部分の試掘調査は行わず、平坦地部分で実施。令和 3 年度で試掘調査終了。令和 4 年度に範囲確認調査を実施し遺跡を確認。新規発見の遺跡として令和 5 年度以降、記録保存調査を実施予定。。

□ 事業段階	
跡地利用計画（構 想）策定段階	—